

インターネット支店専用定期預金規定

第1条（取扱店の範囲）

インターネット支店専用定期預金（以下、「この預金」といいます。）の預け入れ、払い戻し、解約は、豊川信用金庫インターネット支店（以下、「当支店」といいます。）で取り扱うものとし、当金庫本支店の窓口で取り扱うことはできません。

第2条（預金の預け入れ）

この預金の預入金額は、1口1千円以上で、預入単位は1円とします。

第3条（取引の成立）

この預金の取引は、当金庫所定の手続きによって個人インターネットバンキングサービス（以下、「個人IB」といいます。）を利用した預入れの申込を行い、当金庫の手続きが完了した時点で成立するものとし、

第4条（利用条件）

1. この預金の預入れは、インターネット回線に接続したパーソナルコンピューターおよびスマートフォン等の情報端末で個人IBを利用して、お客さまご自身がご本人名義の指定口座から資金を振り替えることにより行うものとし、ただし、携帯電話等、情報端末の機種により取扱できない場合があります。
2. この預金の払戻しは、インターネット回線に接続したパーソナルコンピューターおよびスマートフォン等の情報端末で個人IBを利用して、お客さまご自身がご本人名義の指定口座へ資金を振り替えることにより行うものとし、ただし、携帯電話等、情報端末の機種により取扱できない場合があります。
3. この預金は、現金による払戻しや一部の払戻しはできません。
4. この預金は、通帳または証書を発行いたしません。
5. この預金は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象とすることができません。
6. この預金は、融資、ローン等の担保とすることができません。
7. この預金は、手形、小切手、配当金領収書等その他証券類を受け入れることができません。
8. この預金は、個人IBの契約を必須とし、個人IBを解約する場合には、事前にこの預金を解約するものとし、

第5条（預入期間）

この預金の預入期間は、当金庫のホームページに掲載した期間とします。

第6条（自動継続）

1. この預金は、満期日に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとし、

第7条（満期日前の解約）

この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

第8条（利息）

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および当金庫ホームページに記載の利率（継続後の預金については前条第2項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
この場合、預入日の3年後の応当日から5年後の応当日までの日を満期日とし、6か月複利で利息計算する方法を指定した場合のこの預金（以下、「自由金利型定期預金（M型）複利型」といいます。）の利息は、6か月複利の方法（この場合、利息の中間払いの取扱いは行いません。）により計算します。
ただし、預入日の2年後、3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金（「自由金利型定期預金（M型）複利型」を除く。）の利息の支払いは次によります。
 - （1）預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として各中間利払日に支払います。
 - （2）中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。
2. この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
 - （1）預入日の1か月後、3か月後、6か月後、1年後の応当日を満期日としたこの預金および自由金利型定期預金（M型）複利型の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - （2）預入日の3年後、4年後および5年後の応当日を満期日としたこの預金（ただし、「自由金利型定期預金（M型）複利型」を除く。）の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
3. 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
4. この預金を第7条の規定により満期日前に解約する場合またはかわしんインターネット支店取引規定第20条第2項および第3項の規定によりこの預金を満期日前に解約する場合、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算（「自由金利型定期預金（M型）複利型」については6か月複利扱いの方法）し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期間前解約利息との差額を清算します。

(1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

(2) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×90%

(3) 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- ③ 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×40%
- ④ 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%
- ⑦ 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%
- ⑧ 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×90%

※上記(1)から(3)の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第9条 (パスワードの盗取等による不正な資金移動等)

1. 補償の要件

ログインパスワード、契約者ID(利用者番号)、確認用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客さまは当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) お客さまが本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客さまから十分なお説明をいただいていること。
- (3) お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。)前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下、「補償対象額」とい

います。)を補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客さまに故意、または過失がある場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償しない場合があります。

3. 適用の制限

前項の定めは、本条第1項にかかる当金庫への通知が、ログインパスワード、契約者ID(利用者番号)、確認用パスワード等の盗取等(当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

本条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償しません。

(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、次のいずれかに該当する場合

- ① お客さまの配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
- ② お客さまが、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客さまが当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客さまの預金払戻し請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第10条(譲渡、質入れ等の禁止)

この預金、預金契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第11条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

(1) 相殺通知は書面によるものとし、当金庫に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を当金庫所定の方法で届け出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債

務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
 - (3) 第1号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
- (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率は当金庫の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第12条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、かわしん個人インターネットバンキング利用規定のほか、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。

本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

第13条（規定の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更・廃止することができるものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当金庫のホームページまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
3. 前2項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上